

住民税均等割のみ課税世帯への 支援給付金(10万円/1世帯)のご案内

受給には手続きが必要です

- 国の「デフレ完全脱却のための総合経済対策」としての住民税均等割のみ課税世帯への臨時支援給付金支給の方針を受け、本町でも給付金を支給します。
- このご案内は、令和6年度住民税均等割のみ課税世帯に対し、受給に必要な確認書を送付しています。
- 給付金を受給するためには、以下の手続きが必要です。

※ 手続きをされない場合は、給付されません。

【必要な手続き】

今回送付した確認書の内容を確認の上、世帯主氏名、確認日、連絡先電話番号を記入、振込口座を確認のうえ、同封の返信用封筒により返信してください。

(記入については、別紙の記入例を参考にしてください。)

確認書記載の口座を変更する場合又は口座が記載されていない場合は、次の書類も同封ください。

【添付書類】

- ① 本人確認書類の写し(マイナンバーカード、免許証、保険証など)
 - ② 口座がわかる書類(口座の写し)
- なるべく早く支払を行うため、本書到達後1月以内を目安にご返送ください。
 - 令和6年10月31日(木)までに手続きがない場合は、給付金の受取りを辞退したとみなしますのでご注意ください。
 - 給付金を支給後、均等割のみ課税世帯でないことが明らかになった場合は、返金となります。

支援給付金の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください!

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。